

「第4期島本町ひとり親家庭等自立促進計画」の進捗状況

(令和2年度実績見込)

資料3-1

＜基本目標1＞ 相談支援・情報提供の充実

1. 相談支援の充実

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①母子・父子自立支援員による相談支援の充実	母子・父子自立支援員が、生活の基盤である就労相談、生活保護、子育てに関わる相談など生活全般の相談に応じ、当事者に寄り添いながら、さまざまな問題の解決に向けた適切な助言や情報提供を行います。	母子・父子自立支援員による母子・寡婦・父子相談を実施。 (令和2年12月末時点) 週4日 相談件数 87件 相談回数 188回	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 1-1 (①) 資料3-2 1頁
	情報提供や情報共有を含め、より気軽に相談できるような手法について検討します。	LINEによる情報提供等を検討した。	コストがかからない形で、より気軽に情報提供や相談ができる仕組みを構築する。	福祉推進課	基本目標 1-1 (①) 資料3-2 1頁
②民生委員児童委員等との連携	民生委員・児童委員、大阪府母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)など、身近な地域の相談機関・窓口との連携を図り、早期からの相談支援に努めます。	相談内容に応じ、関係機関や庁内関係部局等と連携を図り、相談・支援事業の充実に努める。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 1-1 (②) 資料3-2 1頁
③生活困窮者自立支援法に基づく相談支援	生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関(社会福祉協議会に委託)による相談支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づく各種事業を実施。 (令和2年12月末時点) ①自立相談支援(社協委託) →受付109人、うちプラン作成11件・就労支援6人(就労者3人・増収者0人) ②家計相談支援(社協委託) →支援4件 ③住居確保給付金 5件 ④一時生活支援 3件 ⑤連携体制 →毎月、町と社協で支援調整会議を開催し、関係機関連絡会議も開催している。 ⑥令和2年4月から、ひきこもり当事者・家族に対する相談支援を開始(不登校除く)	さまざまな事情により困窮している人の早期把握・早期対応に努め、自立や生活再建に向けた包括的な支援を行う。	福祉推進課	基本目標 1-1 (③) 資料3-2 1頁

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
④家庭児童相談の実施	家庭児童相談員が、虐待やしつけなど子育てに関するさまざまな相談に応じます。	職員・家庭児童相談員が子育ての相談に応じる。 (令和2年12月末時点) 相談件数 110件	増加傾向にある相談件数及び相談内容が多様化する傾向にあり、相談体制については常に検討を要する。	子育て支援課	基本目標 1-1 (④) 資料3-2 1頁
⑤妊娠期からの切れ目のない支援の実施	保健師による育児相談、保育士による子育て相談など、さまざまな機関で子どもに関する相談に応じます。	「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業)」を実施。 (令和2年12月末時点) 訪問実人数 194人	継続して実施する。	いきいき健康課	基本目標 1-1 (⑤) 資料3-2 1頁
		保育士による子育て相談(電話相談)を実施。 (令和2年10月末時点) 相談件数 4件	令和2年10月からは子育て世代包括支援センターにより実施。	子育て支援課	基本目標 1-1 (⑤) 資料3-2 1頁
	妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による切れ目のない支援を行うため、「子育て世代包括支援センター」を設置します。	令和2年10月に妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談窓口である「子育て世代包括支援センター」を設置。 妊娠・出産・子育てに関する相談専用電話での相談を実施 (令和2年10月~12月) 相談延人数 35人	保健・医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、切れ目のない支援を継続する。	いきいき健康課	基本目標 1-1 (⑤) 資料3-2 2頁
⑥女性相談の実施	女性のあらゆる悩みについて相談に応じ、助言や必要な支援を行います。	女性相談を実施。 (令和2年12月末時点) 相談件数 21件	今後も女性のあらゆる悩みについて相談に応じ、助言や必要な支援に繋げていくため、継続して実施する。	人権文化センター	基本目標 1-1 (⑥) 資料3-2 2頁
⑦法律相談の実施	法的解釈が必要な生活上の問題について、社会福祉協議会に委託して実施している法律相談において、弁護士や司法書士が相談に応じます。	弁護士や司法書士が相談に応じる総合相談事業(社会福祉協議会へ委託)を実施。 (令和2年12月末時点) 相談者 124人 相談件数 124件	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 1-1 (⑦) 資料3-2 2頁

2. 情報提供の充実

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①広報・ホームページ等を活用した情報提供の充実	ひとり親家庭の支援制度等について、広報しまもとへの掲載回数を増やすなど、情報提供の充実に努めます。	ひとり親家庭への支援制度などを広報で周知。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 1-2 (①) 資料3-2 2頁
	子育て相談窓口において、パンフレットやチラシ等を配置して、子育てに関する情報提供に努めるとともに、ホームページやSNS等、インターネット媒体や各種紙媒体を活用して利用しやすい情報提供の充実に努めます。	情報冊子の内容を新規事業開始ごとに更新した。広報の「子育てコーナー」に各種の事業を掲載し、情報提供に努める。	継続して実施する。	子育て支援課	—
		令和2年10月に妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談窓口である「子育て世代包括支援センター」を設置。窓口において、パンフレットやチラシなどを配置して、子育てに関する情報提供に努めている。	継続して実施する。	いきいき健康課	—
	大阪府母子福祉センターをはじめとした関係機関の取組を盛り込むなど、ひとり親家庭の支援制度のパンフレットの内容を充実させるとともに、ホームページにも掲載します。	ひとり親家庭への支援制度を紹介したパンフレットを窓口等で配布。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 1-2 (①) 資料3-2 2頁
	各種窓口でひとり親家庭の支援制度等の必要な情報を確実に入手できるよう努めます。	児童扶養手当やひとり親医療費助成の申請時等に情報提供を行い、母子・父子自立支援員を紹介。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 1-2 (①) 資料3-2 2頁
	児童扶養手当現況届の提出案内の際に、支援制度のパンフレットを併せて送付します。	児童扶養手当の現況届の案内時に、支援制度の概要を記載したチラシを同封した。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 1-2 (①) 資料3-2 2頁
②養育費確保のための支援	離婚相談では、養育費の確保や各種支援制度の利用などについて、必要な助言や情報提供を行います。	離婚相談時に、養育費の確保について助言するとともに、法律相談や法テラス（国が設立した法的トラブル等解決のための総合案内）の利用を助言。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 1-2 (②) 資料3-2 2頁

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
②養育費確保のための支援(続き)	養育費に関する相談支援を行う大阪府母子家庭等就業・自立支援センターや養育費相談支援センターの利用を働きかけます。	相談内容に応じ、大阪府立母子・父子福祉センターの養育費相談や養育費相談センターの利用を働きかけるとともに、必要に応じて公証役場を案内。また、養育費と面会交流に関する基礎知識講座について周知する。	継続して実施する。	福祉推進課	—

<基本目標2> 子育て・教育支援の充実

1. 子育て支援の充実

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①保育基盤の拡充	平成30年度に策定した「島本町保育基盤整備加速化方針」に基づいて、待機児童の解消及び住宅開発に伴う就学前児童の増加に対応した保育基盤の整備を推進します。	令和2年度中に開園された民間認定こども園1か所の整備について補助を行った。 また、第四保育所の耐震対応のため、移転新築工事を行った。	民間認定こども園の整備に向け、補助を行う。	子育て支援課	—
②保育所等の優先入所の実施	入所判定基準にひとり親家庭としての特別の配慮を行い、ひとり親家庭の保育所等の優先入所を実施します。	入所判定基準にひとり親家庭としてのポイントを付加し、特別の配慮を行い選考入所を図る。 (令和2年12月末時点) 11人	入所判定基準にひとり親家庭としてのポイントを付加し、特別の配慮を行い選考入所を図る。	子育て支援課	基本目標 3-1 (①) 資料3-2 4頁
③病児・病後児保育への対応	大山崎町にある病児・病後児保育室を利用した際の利用料の助成を実施します。	大山崎町に開設された病児・病後児保育室を利用した際の利用料を助成する。 (令和2年12月末時点) 申請実績延人数 1名 申請実績延日数 1日	令和2年1月から大山崎町民の利用が優先されることとなったため、町内での病児・病後児保育の実施について検討を要する。	子育て支援課	—
	町内での病児・病後児保育の実施についての方法を検討します。	新たに整備する民間認定こども園について、病児・病後児保育施設を併設することを決定した。	施設整備に向け、補助を行う。	子育て支援課	基本目標 3-1 (②) 資料3-2 4頁
④延長保育の実施	町内の保育所等で実施している延長保育を継続して実施します。	午後7時までの延長保育を実施。	継続して実施する。	子育て支援課	基本目標 3-1 (③) 資料3-2 4頁

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
⑤一時保育の実施	保護者が病気や仕事などで子どもの世話が一時的に困難になった場合に、民間保育所で、保育所の入所要件を満たさない子どもの預かりを実施します。	保育所の入所要件を満たさない保護者の就労・就学・傷病または私的理 由などのため、一時的に家庭で保育 することが困難となった児童を預か る。 (令和2年12月末時点) 利用延児童数 1,114人	継続して実施する。	子育て支援課	基本目標 3-1 (④) 資料3-2 5頁
	ひとり親家庭の児童の優先入室を推進しま す。	ひとり親家庭については優先して入 室できるよう図る。 (令和3年1月1日時点) 入室児童数 462人(42人) ()はひとり親児童数	継続して実施する。	教育総務課	基本目標 3-1 (⑤) 資料3-2 5頁
⑥学童保育室の充実	障害がある児童の利用年限拡大などを継続 して実施します。	障害のある児童については、小学校 卒業まで利用年限を拡大している。	継続して実施する。	教育総務課	基本目標 3-1 (⑤) 資料3-2 5頁
	一時的な疾病等により家事や育児が困難に なった場合に、家庭生活支援員(ヘル パー)を派遣し、生活援助や子育て支援を 行います。	家庭生活支援員の派遣により生活援 助や子育て支援を実施。 (令和2年12月末時点) 利用者数 1人 利用件数 8件 利用者登録 0件	援助を必要とするひとり親家庭か ら相談があれば、利用勧奨を行 う。	福祉推進課	基本目標 3-1 (⑥) 資料3-2 5頁
⑦日常生活支援事業の実施	家庭生活支援員(ヘルパー)の登録者を増 やすよう努めます。	ヘルパー資格等を有する支援員の確 保に努める。 登録者 10人	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 3-1 (⑥) 資料3-2 5頁
	児童の預かり等の、育児の手助けをしてほ しい人(依頼会員)としたい人(提供会 員)が相互援助活動を行う子育て援助活動 支援事業(ファミリー・サポート・セン ター事業)を実施します。	児童の預かり等の相互援助活動を行 う子育て援助活動支援事業(ファミ リ-サポート・センター事業)を 実施。 (令和2年12月末時点) 利用件数 489件	提供会員が不足傾向にあるため、 研修実施や効果的な周知方法の検 討などを進める。	子育て支援課	基本目標 3-1 (⑦) 資料3-2 5頁
	提供会員の確保に努めます。	広報において、提供会員募集の記事 を掲載予定。 (令和2年12月末時点) 提供会員数:38人 両方会員数:12人	新型コロナウイルス感染症の影響 により提供会員に必須である救命 救急講習が実施できていない。 講習の実施方法について検討す る。	子育て支援課	—
⑧ファミ リ-サポ- ト-センタ- 事業の実施					

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
⑨短期入所生活援助事業等の実施	保護者が病気や仕事などで子どもの世話が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施します。	児童養護施設で一時的に子どもを預かる短期入所生活援助事業(ショートステイ)を実施。 (令和2年12月末時点) 利用者 0人 利用延日数 0日	受入施設の増加を検討する必要がある。	子育て支援課	基本目標 3-1 (⑧) 資料3-2 5頁
	保護者の仕事が恒常的に夜間にわたる場合などに、児童養護施設等で生活指導等を行う夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施します。	児童養護施設で生活指導等を行う夜間養護等事業(トワイライトステイ)を実施。 (令和2年12月末時点) 利用者 0人 利用延日数 0日	受入施設の増加を検討する必要がある。	子育て支援課	基本目標 3-1 (⑧) 資料3-2 5頁

2. 教育支援の充実

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①学習支援事業の実施	生活に困窮しているひとり親世帯の、学習に困っている子どもに対し、学習支援を実施します。	新型コロナウイルス感染症の影響により、島本町学校支援「ゆめ本部」の学習支援事業が実施されていないため、相談の中で必要があれば教育推進課を紹介する。	ニーズ等を踏まえながら、ひとり親家庭や生活困窮世帯等を対象とした学習支援事業の実施について検討する。	福祉推進課	基本目標 3-2 (①) 資料3-2 6頁
	少人数指導や習熟度指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実などを進めます。	教職員等の指導体制を整え、学習支援としてのきめ細やかな指導を行う。	今後も継続して教職員等の指導体制の充実に努める。	教育推進課	—
②就学援助の実施	経済的理由により子どもの就学に困っている保護者を対象に、学用品費や学校給食費等を援助します。	認定基準の見直しを行い、学用品費や学校給食費等の就学援助を実施した。 (令和2年12月末時点) 161世帯(ひとり親67世帯) 248人(ひとり親101人)	引き続き、学用品費や学校給食費等の就学援助を実施する。	教育総務課	基本目標 3-2 (②) 資料3-2 6頁

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
③奨学金の貸付等の情報提供	進学に必要な教育資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度や、給付型奨学金・減免制度などの情報を提供し、経済的不安の軽減に努めます。	奨学金等教育資金対象者の実態を把握し、情報の提供に努める。	継続して実施する。	福祉推進課 教育総務課	基本目標 3-2 (③) 資料3-2 6頁
		教育センターにおいて「教育相談」を実施。 (令和2年12月末時点) 件数451件 相談者数633人	引き続き、進路に関わって、制度の周知や教育相談等で進学に係る相談があれば、担当課へ引き継ぎ、経済的不安の軽減に努める。	教育推進課	基本目標 3-2 (③) 資料3-2 6頁
④進路指導の充実	進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ります。	進学や就職に関する情報収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図る。	引き続き、進路に関わって、情報収集・提供に努め、進路指導の充実を図る。	教育推進課	—

<基本目標3> 生活支援の充実

1. 経済的支援の充実

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の親に対し、児童扶養手当制度に関する情報提供を行いながら、適正な給付業務を実施します。	児童扶養手当支給事務を実施。 (令和2年12月末時点) 受給者 203人 助成額 58,195,290円	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-1 (①) 資料3-2 6頁
②ひとり親家庭等児童福祉金の支給	ひとり親家庭等の児童に対し、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的として、福祉金の給付業務を実施します。	令和2年度から、対象要件に非課税世帯であることを追加するとともに、支給額を増額している。 父母の一方がいない児童1人につき月1000円⇒1500円 父母の両方がいない児童1人につき月2,000円⇒2500円 令和3年3月に支給予定	継続して実施する。	福祉推進課	—

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
③母子・父子・寡婦福祉資金に関する相談支援	ひとり親家庭及び寡婦の生活安定と子どもの福祉の増進を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する相談支援を行います。	母子・父子自立支援員による貸付相談・受付等を実施。 (令和2年12月末時点) 貸付相談者数 6人 貸付相談回数 10回 貸付決定件数 1件(1人)	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-1 (②) 資料3-2 6頁
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供に努めます。	8月の児童扶養手当現況届提出案内送付時のチラシ及び広報で、福祉資金貸付制度の周知を行った。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-1 (②) 資料3-2 6頁
④生活福祉資金貸付制度の情報提供	社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の情報提供に努め、社会福祉協議会と連携した支援を行います。	相談内容に応じ、教育資金等生活福祉資金の情報提供を行い、社会福祉協議会につないでいる。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-1 (③) 資料3-2 7頁

2. 医療・住宅支援の充実

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①ひとり親家庭への医療費助成の実施	ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、医療を受けやすくするため、医療費の一部を助成します。	ひとり親家庭に対する医療費助成を実施。 (令和2年12月末時点) 助成額 9,244,674円 対象者数 父・母・養育者 179人 子 256人	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-2 (①) 資料3-2 7頁
②母子生活支援施設の活用	母子家庭の状況により、必要と判断した場合には母子生活支援施設への入所措置を行います。	相談内容等に応じ、適宜施設の紹介等を行う。 (令和2年12月末時点) 施設利用者 0世帯 0人	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-2 (②) 資料3-2 7頁
	DVからの避難などさまざまな事情で入所した母子家庭に対し、心身と生活を安定させるための相談援助を進めながら自立を支援します。	相談内容等に応じ、適宜施設の紹介等を行う。 (令和2年12月末時点) 施設利用 0件	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-2 (②) 資料3-2 7頁

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
③公営住宅における優先入居等の推進	町営緑地公園住宅のあき家待ち入居募集の抽選時に、ひとり親家庭の抽選回数を2回とする倍率優遇方式による優先入居を実施します。	町営緑地公園住宅あき家待ち入居者募集は、2年に1回の実施のため、本年度においては特になし。	今後も、町営緑地公園住宅あき家待ち入居者募集の抽選は、倍率優遇方式を採用し、ひとり親家庭の抽選回数を2回にすることで、優先入居の促進に努める。	都市計画課	基本目標 4-2 (③) 資料3-2 7頁
	府営住宅の入居募集に関する情報提供を行います。	府営住宅の募集案内を役場に設置するとともに、相談時に府営住宅への転居を希望意思が表明した相談者に対し、募集案内情報を随時提供。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-2 (③) 資料3-2 7頁
④住居確保給付金による住居の確保	離職により住居を失った方、そのおそれのある方に住居確保給付金を支給し、住居の確保につなげるとともに、就労支援など自立に向けた支援を行います。	離職や収入減により住居を喪失した方、その恐れのある方に家賃を支給し再就職を支援する住宅支援給付事業を実施。 (令和2年12月末時点) 支給件数：5件 (ひとり親家庭0件)	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 4-2 (④) 資料3-2 7頁
⑤住宅支援	住宅支援として、大阪府を通じて、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金(住宅の補修等に必要な資金)や転宅資金(住居の移転に必要な資金)の貸付を行います。	相談内容に応じて、住宅にかかる母子父子寡婦福祉資金貸付制度について情報提供を行っている。	継続して実施する。	福祉推進課	—

<基本目標4> ワークライフバランスの実現

1. 就労支援の強化

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①母子・父子自立支援員による就労支援の実施	ハローワークへの同行など、母子・父子自立支援員による就労支援を行います。	母子家庭の母等からの求職や資格取得の相談に対応するとともに、ハローワークへの同行など就労支援を実施。 (令和2年12月末時点) 求職相談者数 10人 求職相談回数 52回 資格取得相談者数 5人 資格取得相談回数 13回	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 2-1 (①) 資料3-2 3頁

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①母子・父子自立支援員による就労支援の実施(続き)	ハローワーク職員による役場での巡回相談への参加を促すなど、関係機関と連携して実際の就労に結びつくための支援を行います。	相談内容で月2回実施したハローワークの巡回相談を活用し、就労支援を実施。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 2-1 (①) 資料3-2 3頁
②自立支援プログラム策定事業の実施	児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを個別に作成し、きめ細やかな就労支援を行います。	児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラム・就労支援を実施(2回以上の面談が必要)。(令和2年12月末時点)対象者:9人	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 2-1 (②) 資料3-2 3頁
③子どもの就労支援	子どもの進路選択や将来の就職に向けた相談支援や就業情報の提供などを行います。	必要に応じて、ひとり親家庭の子どもの進路選択に関する情報提供や就労支援を実施。	継続して実施する。	福祉推進課	—
④その他の就労支援・就労促進	生活に困窮しているひとり親家庭等に対し、生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を行います。	生活困窮者自立支援法に基づく就労支援を実施。(令和2年12月末時点)→就労支援6人(就労者3人・増収者0人)	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 2-1 (③) 資料3-2 3頁
	就職困難者を対象とした地域就労支援事業を実施し、地域での就労支援を実施します。	地域就労支援事業(人権まちづくり協会に委託)として、毎週火・金曜日に地域就労支援相談を実施。(令和2年12月末時点)求職相談者数:10名求職相談回数:55回就職者数:2名	引き続き関係機関と連携し、就労支援を実施する。	にぎわい創造課	基本目標 2-1 (③) 資料3-2 3頁

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
④その他の就労支援・就労促進	三島地域の三市一町合同就職フェアを開催し、地元での就労を促進します。	近隣自治体と合同で就職フェアを開催するとともに、ハローワークなどの関係機関と連携を図り、求人情報の提供に努めるなど、雇用・就労に向けた取組を進める。 三市一町合同就職フェア (実施予定) 開催場所：高槻市 参加企業：16社(うち町内事業所1社) 参加者：76名	引き続き関係機関と連携し、就労支援を実施する。	にぎわい創造課	基本目標 2-1 (③) 資料3-2 3頁

2. 能力向上への支援

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①高等職業訓練促進給付金の支給	看護師など、就職に有利かつ経済的自立に効果が高い資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため給付金を支給します。	養成機関で訓練を受けている母子家庭の母に、高等技能訓練促進費を支給。 (令和2年12月末時点) 支給対象者 2人 支給見込額 1,772,500円	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 2-2 (①) 資料3-2 4頁
②自立支援教育訓練給付金の支給	ひとり親家庭の親が指定講座を受講した場合に、講座修了後に給付金を支給します。	令和2年8月の児童扶養手当現況届提出案内の際に、自立支援給付金事業の概要・相談先の案内が書かれている冊子も送付した。また、広報及びホームページで周知を行った。 (令和2年12月末時点) 相談件数 3件 支給見込件数 1件	就労や増収に関する相談対応時に、本制度の周知を行い、利用の促進に努める。	福祉推進課	基本目標 2-2 (②) 資料3-2 4頁
③就業資格取得促進事業の実施	町独自の支援策として、自動車運転免許など、就労に結びつきやすい資格取得に要した費用の一部を助成します。	就労に結びつきやすい資格取得に要した費用の一部を助成。 (令和2年12月末時点) 相談件数 0件 利用件数 0件	就労や増収に関する相談対応時に、本制度の周知を行い、利用の促進に努める。	福祉推進課	基本目標 2-2 (③) 資料3-2 4頁

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
④就労に関する情報提供の充実	大阪府母子家庭就業・自立支援センターが行う講習会など、能力向上の機会について情報提供を行います。	広報への掲載や、パンフレットの設置等により、就業支援講習会等の情報提供に努める。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 2-2 (④) 資料3-2 4頁
	ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報を提供し、就職に必要な技能や知識の習得、訓練機会の提供などを促進します。	ハローワークの求職者支援訓練や各種助成金について情報提供し、能力向上を支援。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 2-2 (④) 資料3-2 4頁
⑤親の学び直しの支援	ひとり親家庭の親が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。	高校卒業程度認定試験合格のため講座費用の助成を行う「ひとり親家庭高校卒業程度認定試験合格支援」を実施。 (令和2年12月末時点) 相談者0名	広報等で周知するとともに制度の該当者からの相談に対し適切に対応する。	福祉推進課	— 資料3-2 3頁

3. 働き方の見直し促進

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①ワークライフバランスに関する広報・啓発	ワークライフバランスの趣旨や重要性について、広報しまもとへの掲載や講座の開催を通じ、住民や事業所に周知・啓発するとともに、情報提供に努めます。	北摂四市一町でワークルールセミナーを開催し、本町はワークライフバランスをテーマとした講座を実施した。	今後も広報や講座を通じてワークライフバランスについての情報提供に努める。	にぎわい創造課	—
②企業等への働きかけ	非正規雇用労働者のキャリアアップを支援するキャリアアップ助成金の活用を働きかけます。	関係団体からのチラシを配架し広報を行う。	今後も広報活動を行う。	にぎわい創造課	—
	特定求職者雇用開発助成金及びトライアル雇用助成金の活用を働きかけます。	関係団体からのチラシを配架し広報を行う。	今後も広報活動を行う。	にぎわい創造課	—

<基本目標5> 啓発・交流の推進

1. 啓発の推進

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①人権啓発等の推進	一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、啓発等の取組を進めます。	「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～(改定版)」に基づき、啓発等の取組を実施。	「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～(改定版)」に基づき、啓発等の取組を実施する。	人権文化センター	基本目標 5-1 (①) 資料3-2 8頁
	ひとり親家庭等が社会を構成するさまざまな家族の一形態として認識され、地域でいきいきと生活ができるよう、啓発等の取組を進めます。	人権に関する啓発を実施。	多様性を認め合い、尊重する社会が形成されるよう、「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～(改定版)」に基づき、啓発等の取組を実施する。	人権文化センター	基本目標 5-1 (①) 資料3-2 8頁
②児童虐待防止の取組	11月の児童虐待防止月間において、子どもの虐待を広く知らせ、虐待防止に向けて、オレンジリボン運動を展開するとともに啓発等の取組を行います。	広報において児童虐待の特集記事を掲載し、啓発を行った。 児童虐待防止のティッシュを窓口に配架している。	今後も広報や町ホームページ、「子育て支援事業のご案内」などの情報誌により、啓発に取り組む。	子育て支援課	—
	家庭児童相談員への通告に加え、育児相談等関係部局などからの情報により、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めます。	福祉事務所や子どもの検診担当である、いきいき健康課などの関係部局からの情報を得て、虐待の発生予防や早期対応に努める。	虐待通告件数は増えており、重大事案の発生を防ぐためにも、関係部局の会議に参加するなど、より一層緊密な連携に努める。	子育て支援課	基本目標 5-1 (②) 資料3-2 8頁
③配偶者からの暴力(DV)・デートDV防止の取組	DVやデートDVの実態や問題点などに関して理解を深め、DVやデートDVを許さないという意識を広く共有できるよう、広報やリーフレットなどを通じ積極的に啓発を行います。	住民のDVに対する認識を深めるため、広報への記事掲載やパンフレットの設置により啓発を実施。	「しまもとスマイルプラン～第2期島本町男女共同参画社会を目指す計画～(改定版)」に基づき、啓発等の取組を実施する。	人権文化センター	基本目標 5-1 (③) 資料3-2 8頁
	これらの被害当事者に対しては、関係機関と連携し、保護やその後の自立に向けた支援を行います。	DV相談に対応し、被害当事者に対して関係機関と連携の上、保護やその後の自立に向け支援。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 5-1 (③) 資料3-2 8頁

<基本目標5>

2. 交流の推進

個別施策	取組内容(計画記載)	令和2年度(見込)	課題・今後の方向性	所管課	第3期計画
①母子寡婦福祉社会への支援	町内在住の母子家庭や寡婦で構成される当事者団体である母子寡婦福祉社会に補助金を交付し、親睦会やイベントでの交流をはじめとした活動を支援します。	母子寡婦福祉社会に対し、庁舎及びふれあいセンターでの売店の運営を許可し、母子寡婦福祉社会の活動を支援。	継続して実施する。	福祉推進課	基本目標 5-2 (①) 資料3-2 8頁
②当事者交流の機会の提供の検討	他市町村での実施事例などを調査し、当事者同士で相談や情報共有できる機会や場を作るための手法を検討します。	広報においてひとり親家庭への各種支援を一括して掲載したページに、母子寡婦福祉社会で実施している交流事業について周知を行った。	他自治体で当事者の交流事業の支援例が少ない状況であり、引き続き他自治体の実施状況を確認する。また、相談対応時などに母子寡婦福祉社会の紹介を行っていく。	福祉推進課	基本目標 5-2 (②) 資料3-2 8頁